

会議録

<p style="text-align: center;">令和４年度 第１回市川市男女共同参画推進審議会</p> <p>開催日時 令和４年７月１４日（木）</p> <p style="text-align: center;">１０時００分～１２時４０分</p> <p>開催場所 男女共同参画センター ５階 研修室ＡＢ</p>	
大沼会長	<p>それでは、ただ今より、令和４年度第１回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。本日は、現在１５名中１２名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第５条第５項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
委員一同	【了承】
大沼会長	会議は公開することが決定いたしました。それでは傍聴人が入室します。
傍聴人	【入室】
大沼会長	<p>それでは、会議を進めさせていただきます。「諮問１ 市川市男女共同参画基本計画第８次実施計画の策定について」、および「諮問２ 市川市男女共同参画基本計画第５次ＤＶ防止実施計画の策定について」です。事務局よりお願いします。</p>
稲垣主幹	<p>まず、「市川市男女共同参画基本計画 第８次実施計画の策定について」の諮問を行います。田中市長よろしく願いいたします。</p>
田中市長	<p>市川市男女共同参画推進審議会会長、大沼良子様。</p> <p>市川市男女共同参画社会基本条例第１３条第２項に基づき、市川市男女共同参画基本計画第８次実施計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。市川市長 田中甲。</p>
稲垣主幹	<p>続きまして、「市川市男女共同参画基本計画 第５次ＤＶ防止実施計画の策定について」の諮問を行います。</p>
田中市長	<p>市川市男女共同参画推進審議会会長、大沼良子様。</p> <p>市川市男女共同参画社会基本条例第１３条第２項に基づき、市川市男女共同参画基本計画第５次ＤＶ防止計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。市川市長 田中甲。</p>
稲垣主幹	<p>「諮問１ 市川市男女共同参画基本計画第８次実施計画の策定について」、および「諮問２ 市川市男女共同参画基本計画第５次ＤＶ防止実施計画の策定について」は、以上でございますが、諮問に関する審議につきましては、次の年次報告の審議のあと、改めてご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、田中市長は次の予定がございますので、ここで退席させていただきます。総務部長、次長につきましても、次の予定のため、こちらで退席させていただきます。事務局からは以上でございます。</p>
大沼会長	<p>それでは次第により、会議を進めます。</p> <p>報告１、市川市と共同参画基本計画実施計画の年次報告についてです。事務局から報告をお願いいたします。</p>

佐々木課長	<p>おはようございます。多様性社会推進課佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画におけます令和3年度の年次報告書について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>まず資料1をお願いいたします。</p> <p>本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第9条において、本計画における施策の実施状況は、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする規定されておりますことから、ここでご報告させていただくということでございます。</p> <p>2ページの方ご覧ください。</p> <p>年次報告に関するご説明でございます。第7次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」から、「不十分だった」までの4段階での評価をすることとしております。</p> <p>次に、3ページの体系図をご覧ください。</p> <p>こちらは、市川市男女共同参画基本計画の体系図となっており、主要課題が8、個別課題が24、施策が78に体系化されておまして、この基本計画に基づきまして、第7次実施計画が策定されております。第7次実施計画では95の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が67事業あります。第7次実施計画で進行管理していく28の事業につきまして、その概要を4ページから7ページに一覧でまとめております。</p> <p>それでは8ページをご覧ください。</p> <p>主要課題のまとめでございます。主要課題ごとのまとめで、市川市e-モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和3年度の結果およびその達成率を記載しております。なお、主要課題1のみ、対前年度上昇率を達成率としております。</p> <p>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進では、前年度の令和2年度の現状値23%に対し、結果は22%と、1ポイントその割合を下げる結果となりました。「市の施策や社会のあらゆる分野において『男女共同参画が進んでいる』と思う人の割合」という、この成果指標は、第7次実施計画より新しく採用したものでございます。今回、「そう思う」と回答する人の割合は22%でしたが、「わからない」と回答する人の割合は41%であり、「そう思わない」と回答した37%を上回る結果でありました。主要課題8におきまして、「男女共同参画社会」という用語の認知度が比較的高いことに鑑みますと、「男女共同参画」が市のどの政策に、どのように取り入れられているのか、また社会のどの分野においてどの程度浸透しているのか、ということが分かりにくいということが原因の1つであると分析しております。ですので、「わかりやすい」という着眼点につきましても意識をしつつ、今後の講座等の企画をしてまいりたいと考えております。</p> <p>次に、主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、成果指標の目標値18%に対して、結果は「男女の地位は平等になっている」と回答し</p>
-------	---

た方が11.8%ということで、目標値を下回る結果となりました。eモニターアンケートでは、「男性が優遇されている」と感じている方が約67%を占めておりまして、これは、前回の69%とほぼ同じ高い数値となる結果となっております。次世代を見据えた男女平等教育の推進、あるいは情報の発信により、男女の地位が平等であると実感できる人が増えますよう、また、社会制度や慣行が男女の活動の選択に対して及ぼす影響が、できる限り中立的なものとなるよう、今後も様々な機会を通じて啓発を行ってまいります。

次に、主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現、こちらでは、成果指標の目標値80%に対し、74.1%の方が「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っているという結果となりました。平成31年2月の現状値を上回ることができましたが、目標値には及ばない結果となっております。まずはより多くの人に知っていただく取り組みから、今後も継続して行ってまいります。

次に、主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実、こちらでは、成果指標の目標値52%に対し、52.6%の方が「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する、という結果となりました。当該項目では昨年度に続き目標値を達成し、性別役割分担意識の解消が、各世代において徐々に浸透してきていることの表れと捉えております。しかし、逆に言うとまだ約5割の方が、夫は外で働き、妻は家を守る方がよいとの考えであるとも言えることから、引き続き幅広い世代に対し、周知と啓発を継続してまいります。

次に、主要課題5 生涯を通じた健康支援、こちらでは、成果指標の目標値を下回る68.5%となりました。比較的多くの方が健康のために何らかの取り組みを行っていることがわかりましたが、今後も、健康増進の観点から、保健センターとの協働によりまして、市民の健康の保持増進を支援してまいります。

次に、主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶では、成果指標の目標値100%に対し、96.7%の方がDVは人権侵害である、と認識していることがわかりました。人権侵害の認識や、DVを含む暴力は決して許されるものではない、との考えが着実に浸透してきていると実感できる結果となりました。今後もより多くの方に正しい知識を持っていただけますよう、啓発に努めてまいります。

次に、主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、成果指標の目標値64%に対し、53.1%の方が「市川市は外国人が安心して暮らせるまちである」と考えている、という結果となり、平成31年2月の現状値を大きく下回る結果となりました。

コロナ禍において様々な不安を抱えていると思われる生活者としての外国人の安心安全や人権への配慮が推進されますよう努めてまいります。

最後に、主要事業8 男女共同参画を推進する体制の整備では、成果指標の目標値88%に対し、86.9%の方が「男女共同参画」という用語を知ってい

る、という結果となりました。「男女共同参画」の必要性について、啓発紙や講座、講演会などを通じて今後も広く周知してまいります。

続きまして、9ページをご覧ください。9ページ以降につきましては、個別の事業報告となっております。それぞれの事業におきまして、計画期間である3カ年の進行状況を比較できるよう作成したもので、令和3年度は3カ年の2年度目となります。個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業、新規事業および女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けられている事業を中心に、抜粋でのご説明とさせていただきます。これから申し上げます番号は各表の右に、記してございます。そちらの方確認しながら、9ページからご説明いたします。

9ページをお願いいたします。まず1番、各種審議会等への女性委員の登用の促進です。令和3年4月1日現在の女性委員の割合が、29.6%であったことを受けまして、目標数値に達していない審議会等に対し、改善計画書の提出を求めたほか、令和3年度は所管する課の所属長に対し、ヒアリング調査を行いました。残念ながら、女性委員のいない審議会等もございますので、今後も委員の改選時期等、適切なタイミングで要請を行い、女性登用が促進されるよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

2番です。女性職員の管理職登用の促進です。女性職員の上位職昇任への意識啓発として、令和3年度は、女性職員のうち主に昇任試験を目前に控えた副主幹職を対象に「女性職員研修」を実施いたしました。目標値には達しなかったものの、昨年度よりも上昇しており、結果、微増ではありますが、市職員における女性管理職の割合が上昇しております。女性職員研修による意識改革と並行し、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、管理職昇任試験受験者の増加を目指すとともに、ロールモデルについても増やしていきたいと考えております。

次に10ページをお願いします。3番、市川市女性人材登録台帳活用の促進です。令和3年度におきましても、開催のあった講座やセミナーの講師等に、女性人材台帳への登録を依頼した他、市公式ウェブサイトで周知することで、新規登録者を増やすことに繋がっております。しかしながら、令和3年度は、令和2年度に引き続きまして、男女共同参画センター自体の利用制限がございましたことから、台帳の閲覧はありませんでした。台帳への登録者を増やすとともに、より利用しやすい台帳となるよう整備を行い、積極的な活用が図られるよう今後も働きかけを行ってまいります。

4番、市職員への男女共同参画に関する研修の実施です。令和3年度にオンラインにて実施いたしました、ふたつのワーク・ライフ・バランス講座では、市の職員も受講可能な講座といたしました。市職員全体で男女共同参画の意識の底上げをはかれるような研修等を、今後も実施してまいります。

11ページをお願いいたします。5番、政治分野における男女共同参画推進のための情報発信です。昨年、「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」の一部を改正する法律が施行されまして、「セクハラ、マタハラ等への

対応」が新設されるなどの改正がございました。また、市川市議会におきましては、市川市議会会議規則の一部改正が可決されまして、「欠席の届出」におきまして、これまでは「事故」、「出産」、「配偶者の出産時」という文言のみの記載でありましたが、今回の改正によりまして、「公務」、「疾病」、「育児」、「看護」、「介護」等の文言が付け加えられました。

このように、国や市川市議会におきましても、議員の両立支援体制が図られつつあります。多様性社会推進課では、そういった国の動向や市の取り組みについて、本事業をとおり、引き続き情報発信を行ってまいります。

12ページをお願いします。7番、市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信です。令和3年度は、情報紙を4回発行しましたほか、「男女共同参画週間」、あるいは「DV防止強化月間」「人権週間」、こういったものに合わせ、広報紙やWebサイト上での情報発信を行うとともに、実施予定の講座や、イベントに関する情報提供を行いました。今後もより多くのツールを活用しながら、情報発信を行ってまいります。

13ページでございます。10番、発行物における表現の配慮に関する情報の発信です。メディア等で発信される情報や表現の中には、現在でも、固定的性別役割分担を見て取れることがございますが、そのような表現にはたちまち抗議が殺到するなど、世論は今、男女差別と感じることにに対して敏感となっています。その問題意識は社会的にも共有されるようになってきていると感じます。今後も継続した情報発信により、啓発を行ってまいります。

14ページをお願いします。11番、LGBTに関する理解促進のための啓発です。本事業は、第7次実施計画における重点事業並びに新規事業として位置付けております。多様な生き方が認められ、誰もが暮らしやすい世の中となるよう、多様性社会推進課では、主に人権の見地から、情報紙や講座の実施を通じて、理解促進と差別の防止に関する周知啓発を継続してまいります。

17ページをお願いいたします。17番、就労支援に関する講座等の実施です。令和3年度は、復職や求職を検討している女性を対象に、パソコン操作に関するセミナーを、オンラインにて開催いたしました。女性活躍推進法を踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体と連携しながら、より有益な講座となるよう今後も内容を工夫して実施してまいります。

18番、事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発です。この事業は、事業所等に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、令和3年度は、「ペップトーク講座」と「シンプルライフで暮らしのスリム化講座」を、オンラインにて実施いたしまして、いずれも、市民、企業、市職員を対象といたしました。今後も、庁内外の関係部署や関係団体と連携いたしまして、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでまいります。

18ページをお願いします。19番、市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信です。こちらは主に職員課が主体となりまして、「職員みんなで支え合い計画」に基づく情報発信が、11回実施されました。職員に

	<p>対しての、妊娠出産時における休暇や、その他の休暇取得に関する制度の周知、あるいはノー残業の周知等です。令和3年度は、同計画における数値目標に対し、男性職員の育児休暇取得、年次休暇取得の項目については良い結果となりましたが、超過勤務の項目では230名と、2年度の187名に比べ43名増加した結果となっております。長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など、職場環境を改善しながら、市職員が安心して就労を続けられるよう取り組んでまいります。</p> <p>次に21ページをお願いします。26番、外国人への相談対応です。1つ前の第6次実施計画では、在住外国人と日本人の交流機会の提供を目的とし、参加型による異文化交流会等を事業内容としておりましたが、今計画では、生活者としての外国人に目を向けまして、外国人の人権に配慮した取り組みを実施することといたしました。男女共同参画センターで実施している「女性のためのあらゆる相談」では、外国人の方から寄せられるご相談が少なくない状況となっております。このような現状を踏まえまして、相談時の通訳者派遣にかかる費用を予算計上しております。令和3年度は、通訳者派遣が必要だった相談は1件でございました。言語だけではなく、文化の違いにも配慮した相談支援を行えるよう、継続して情報収集と相談員のスキルアップをはかってまいります。</p> <p>こちらの説明は以上となります。</p>
大沼会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>何かご意見ございますでしょうか。松本委員よろしくお願いたします。</p>
松本委員	<p>松本です。いろいろ何を言おうか考えてきたのですが、ちょっとまとまなくて申し訳ないです。すいません。</p> <p>市の職員の方の男性の育児休暇の取得ですとか、有給の取得というのが徐々に進んでいて大変ありがたいことだと思いますし、うれしいことだと思います。一気に進まないとは思いますが、少しずつ前進していただければ、5年後10年後にすごく大きな変化になっていると思います。残業の多さについては、ある程度仕事の性質上仕方のない部分があると思います。たとえば災害対策っていうのがどうしても、職員に中にこもっていただかないとならないだとか、承知しています。なのでその場合、残業の増えた翌週や翌月に少し休みをとっていけるようになってバランスがとれればと思います。</p> <p>政治分野への参画についてなんですけれども、先日の参議院選挙を見ていて、女性の候補者が増えたという印象があったんですけども、果たしてその中で、有権者としてどの人に、議員になっていただきたいかということを考えた時、やはり、候補者自身の知識、能力の底上げは必要だと思っています。できれば議員になるにあたり必要な前提知識であったり、職務経験っていうのは難しいかとは思いますが、そういったところを、学んで能力として身につける場所をつくれたらいいなと思います。</p>
大沼会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>松本委員から、市職員の方たちの育休や、残業のことについて、少しずつ進</p>

	<p>んでらっしゃるといふことで、良かったというご意見、それから、議員さんの人数等や数といふことに関して、数だけをふやすのではなくて候補者自身のレベルアップも必要だといふことのご意見ありました。</p> <p>他にご意見はございますでしょうか。西依委員お願いします。</p>
西依委員	<p>議論するつもりはないのですが、意見、要望としてお聞きいただきたいことがあります。こういう計画の中で一番大事なのは、実行です。だから、計画だとか、システムの見直しだとか、全ては実行のためにあります。目に見えることといふと、書類が多い組織って駄目なんです。会社でもそうです。書類がシンプルで、みんなが消化できるようにでなければならぬ。それと同じように、とにかく実行が一番大事ですから、たとえば9ページの1番や2番、ここで実績を上げることが一番効果的です。目に見える形で、ちゃんと女性の活躍の場が広がっているという形を作らないと、幾ら研修をやっても、大体研修をやる必要があるのは上の方なんです。我々世代といふか、団塊の世代が一番頭の切り替えが必要で、女の人には家にいなさい、という頭の人ほとんどなんです。そういう頭を切り替えるにはこの形を作っていくしかない、だからこの1番2番を最重点にやっていく必要があると思います。そういうトップダウンを、市長に要求していただきたい、というのが私の要望です。これだけ書類が多いと書類を作ることが仕事になってしまいますから、若い人がやりがいのある仕事をするという頭ももっていただきたい。要望ばかりで申し訳ありません。以上です。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>女性も管理職になるにあたっては、書類が多いことが一番の原因かもしれませんが残業も増えることもあると思います。他にご意見はございますか。はい、大野委員お願いします。</p>
大野委員	<p>大野です。</p> <p>まずこの事業別の一覧といふことで主要課題という形で、23個いただいておりますけれども、私は7次計画からの参加なので、それまでどのような経過があったかわからないのですが、目標がはっきり書かれているのかどうかといふことがとても気になります。</p> <p>例えばこの今、会長がおっしゃったように、女性管理職の登用といふことであれば今、残業が増えますよねという言い方なさいましたけれども、逆に言えばそれはロールモデルが男性だからといふことになります。男女共同参画といふのは、今までの男性の働き方でも今までの女性の働き方でも難しいから、一緒に働いていける新しい社会を作っていこうというものです。男性女性だけどちらかだけがロールモデルになることはありえないと思います。しかしこの中では非常に男性寄りの労働モデルを目標として女性の参画をそれに進めるような記載があるので、今度は8次実施計画になるときはそこを少し、課題の策定の段階でご留意いただければと思います。</p> <p>それから今回とても気になったのが、課題の15番、父親の家事参加を促進する講座の実施、それから20番、男性の家事参画の推進に向けた講座の実施</p>

	とありますけれども、クラブ活動ではないので参加を促進する、参画を促進するというのではなく、男性も女性も生きていくためには必要なことをできるようにしようというのが、基本だと思います。この伝え方であると男性としては、趣味的に参加すればいいのかという間違えた市からのメッセージとして受けとられかねないと思いますので表現にもご留意いただければと思います。以上です。
大沼会長	ありがとうございました。 どういう表現していくのが一番良いのかというのは、難しい問題かもしれません。
大野委員	そうですね、まだまだ途上ですからね。 だから管理職のロールモデルから考え直していくということについても、具体的に進めていただければ。働き方改革に絡めて進めていかなければ難しいと思います。
大沼会長	相良副会長お願いします。
相良副会長	先ほどの大野委員と同じところを私も引っかけたんですけども、まずその15番のところ、1年間に1回だけっていうことで、これだけで十分できたってこと自体がちょっとおかしいし、父親にとって家事、育児ということを、趣味ではなく技能をある程度高めない共同参画というのはなかなか難しいと思います。 それから父親を、家事参加の方にいかに呼べるかというのが、必要かなというふうに思います。もちろん、働き方改革と絡める必要はあります。また、20番も1回だけして十分達成できたというのが、疑問に思いました。この辺りちょっと次の計画で力を入れていただきたいなと思います。
大野委員	追加して良いですか。
大沼会長	大野委員お願いします。
大野委員	今の意見に追加なんですけども、大人になってからそういう話をしたとしてもなかなか受け入れられにくいと思いますので、男性女性という意識が分化してくる小学校高学年、中学年くらいからのアーリーエクスポージャーが一番大事だと思うんですけども残念ながら教育に関することというのは、人権教育という形で2件しかなくて、社会で生きていくためには人権だけではなくて社会でそれぞれ果たす役割、自分のことは自分でしようというメッセージが教育の場で行われているとちょっと思いがたい。教育のところも少し重点的にしていただければなと思います。
大沼会長	大野委員、ありがとうございました。 幼少期から、もしくは子供のころからの家事参加の意識づけということも必要だと思います。では相良副会長、お願いします。
相良副会長	先ほどの大野委員のご意見に追加です。私の専門が発達心理学なんですけど、幼児のころから、社会をよく見ている、社会において男の人はこう、女の人はこう、と理解しているんです。まず家庭、それから社会ですが、家庭から変え

	<p>ていかないと、小学校、中学校に入ってからでは遅いんじゃないかなと思って おります。</p> <p>また、市川市の男性の育児休暇取得率をもっと高めると、マスコミに取り上げ られ、あ、市川市って育休取得率が高いんだな、男女共同参画が進んでいる市な んだなっていう、そういう印象が出てくるんじゃないかなというふうに思いま す。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>幼少期からの意識付けというのが、非常に重要だと思います。松本委員、お 願いします。</p>
松本委員	<p>男性の家庭運営に対する参画という点で言いますと、世代による差がかなり 大きいところだと思います。私は普段市民サークルにいくつか所属しているん ですけど、ある時、60台前後の方から話しかけられました。息子夫婦が今近 所に住んでいて、息子が育児休暇を取っているが、育児休暇なんて取ったら会 社に戻れないんじゃないかということをしごく心配されていたんです。私自身 は会社員で今は男性が育児休暇を来るということが、若い人を会社に惹きつけ るために会社のシステムとして必要なものだと知っていたので、いや大丈夫で すよ、私も2週間ぐらいお休みいただいて海外旅行に行きましたがちゃんと席 はありましたし、息子さんも育児休暇を取って、復職されても心配ないと思いま すよって話をしたんですけど、その方が現役だった頃っていうのは、やはり 育児休暇というのは女性を取るもの、場合によっては私の母とかは、育児休 暇があまり整備されていなかった時代なので生後3か月の私を保育園に預けて 仕事をしていた世代ですけど、ここは世代による格差が大きいと思います。 女性が管理職まで昇進していけるロールモデルがスタンダードなものとするの であれば、今、管理職についている、中高年の男性たちが介護休暇をとるのを 当たり前にする、大分進むと思います。私が勤めている会社で、今10人ぐ らいのチームの中に所属してるんですが、次のトップに立つであろう男性が 今、親御さんを介護していらっしゃる。その人をゆくゆくは昇進させてい きたいという会社の意向に対して、本人は介護を理由に渋っていらっしゃる。 そういう事情を踏まえた上で、もう私の方から、役職を引き継がせたいと考 えていらっしゃる上司に、介護のことを気にされていてちょっと昇進を渋って いらっしゃるようですっていう内情も少しお伝えして、私の方でも、3番手4番 手として支えられることは支えていきたいというお話をしましたし、介護と仕 事の両立のために、私としても、協力を惜しみませんっていう話をしていま す。そうすると、結局、一番トップに立つリーダーの方の役職を、No.2にだけ 権限を移譲するのではなくて、NO.3やNO.4の方に分散していくっていう働き 方にしていかないとちょっと難しいのではないかなと考えているところです。 以上です。</p>
大沼会長	<p>松本委員、ありがとうございました。男女共同参画とは女性だけの問題では なく、男性の方も働きやすい社会を作りたいと思います。</p> <p>はい。佐野委員お願いします。</p>

佐野委員	<p>今朝、ちょうどニュースで、日本が男女共同116位という毎年低いんですけども、それを見てきました。</p> <p>また、先ほどの話の中で、主要課題の1番でわからないが41%ってありましたけど、これはやはり意識が低いんじゃないかなというふうに思っておりました。実際、男女平等ができてる国というのは、社会の体制自体が整っている国であると思うのです。日本も法的には整っていると思いますが、現実的にはそれができているかっていうと、何かとやりづらい面があると思います。上司の対応が一番問題なのかなと思いますので、現実的に働きやすい環境ですとか、管理職の理解ですとか、これはすごく大きいことですので、その辺の啓発をして市川を良くして行ってほしいと思います。</p>
大沼会長	<p>はい、佐野委員ありがとうございました。</p> <p>松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>確かにジェンダーギャップ指数で日本が先進国最下位というのは事実ですが、実際に日本で生活している人の満足度については、実は女性が結婚していても、結婚していなくても生活の幸福度が高い国でもあるという一面もあります。どちらかというところ、日々の幸福度という意味ですと、結婚していない男性の幸福度が低かったり、また、自殺率も男性の方が高いという問題もあって、ジェンダーギャップ指数だけでは推しはかれないところがあるという一面にも留意していただければと思います。私は海外旅行が好きなので何カ国か行っていますが、ジェンダーギャップ指数の高い国だからといって居心地がよかったかというところ、私はどちらかと言えば治安のよさ、たとえばパリではスリの被害に遭いかけたことがあるのですが、そういった犯罪の心配の無い国の方が、私自身、居心地がよかったですし、あと現地の人に受け入れられているかどうかはジェンダーギャップ指数とはまた別の指標だと思います。すごく好きになった国があったんですけど、その国で英語ではなく現地の言葉で話そうとするとすごく喜んでくれた。そういうところが幸せだと感じる場所だと思います。</p>
大沼会長	<p>はい、松本委員ありがとうございました。それでは松尾委員お願いいたします。</p>
松尾委員	<p>実はですね、今の佐野委員がおっしゃったことは私も非常に感じています。皆様のご意見に共感するところが多いんですが、この1番2番が低いというところも、非常に気になります。その中でそのeモニのアンケートもわからないの率が高いというところも非常に気になりました。コロナ禍の中もあってもいいかもしれませんが、オンラインを使っているいろいろな事業を展開していただいご苦労もあると思いますが、まだまだ参加者も数で見ると少ないですし、今ライブ配信だとかオンデマンド、録画したものを自由に好きなときに見れるだとかいろいろ手法がある中で、そういったところをもう少し研究していただい、より多くの方に知っていただくような何か工夫を、もうちょっと続けていただければと思います。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。これについては事務局から何かご説明はありますでしょうか。</p>

<p>稲垣主幹</p>	<p>ありがとうございます。今回の年次報告の方で確かに参加者が十何人であったりする講座がありました。こちらの講座につきましては、アーカイブ、録画したものを使用した講座ではなくて、ZOOMを使った双方向、その中でグループワークも行うということで、定員を30名や20名というところで設定をさせていただきますました講座になります。</p> <p>また多くの方に受講いただく講座として、アーカイブを利用した配信の講座もございまして、そういったところでなるべく多くの啓発であったりとか、そういったことを講座を通じてできればということを考えております。こういった手法がより良いのか他市の状況等も確認しながら研究を進めて参りたいと思います。</p>
<p>大沼会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他に何かありますでしょうか。小林委員お願いします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>今教育の場で小さい頃からの意識づけという、ご意見をいただきました。学校の方でも人権教育をしていただいているんですけども、やはり人権という幅が広くてですね、私も学校の現場で、講演会を聞いたことがあるんですが、どうしても40分ぐらいの講演ですべてを網羅することがなかなか難しい。とてもいい話を聞けるんですけども、その男女っていうところに関するところであれば、ポイントを絞って講演会をしていただく方が、もうちょっと焦点ができるんじゃないかなっていうところはあります。もしこの男女というところがポイントになるというところであれば、そういうところも必要になってくると思います。今はやはりコロナ禍で、先が見通せない状況で、大きな会場にたくさんの子供たち入れられません。子供たちはタブレットを1人1台持っておりますので、何かパワーポイント等をタブレットに入れてもらって、視覚的にわかりやすくしていただく形というのも一つの方法になると思います。以上です。</p>
<p>大沼会長</p>	<p>ありがとうございました。では門倉委員お願いします。</p>
<p>門倉委員</p>	<p>今は教育の場の人権教室や人権講演会も話題が出たのですが、小学校の人権教室についてはどうしてもいじめの問題の方が優先されるし、大きな問題ですから、そういう観点で行っております。それから、人権講演会ですが、以前は各中学校に伺ってどういう観点で話をすれば良いのかを学校のご希望を聞いて、当市の弁護士委員が講演していました。弁護士委員が男性の場合、女性問題を扱うのは少し抵抗があったりすることはありましたが、まずは学校のご希望を聞いて行くことをしていました。ただコロナ禍で、直接学校に行くのが出来なくなりましたので、今はオンラインでやっています。そのため、どうしても人権の一般的な話、人権とは、という話が多くなっております。ただ、学校さんからぜひこういうテーマをやってほしい、というのがあれば話し合いの上で考えていけると思います。</p>
<p>大沼会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>私大学の方で家庭科教員養成をやっているんですけども、家庭科では、それこそ調理以外にも保育とか福祉まで、今教えておりました、そういう中で中学生高校生が生活に必要ないろいろな知識、技能を教えるときに、やはりその意識づけというか、生活者として、男子高校生を、育てていけるような先生とい</p>

	<p>うことも必要なのかなというふうに、私感じました。人権教育ということではなく、教科の中で、家庭科という教科が一番最適なのかなというふうに思いました。では、本橋委員お願いいたします。</p>
本橋委員	<p>本橋と申します。</p> <p>先ほどの門倉委員から学校現場での人権教育のお話を伺ったんですけれども、その学校側のご要望をお聞きしてそういった人権教育とかをやっているというので、そうすると役所から学校に対して、男女共同参画というのは子供たちにとってすごく重要な年代なんだということを、啓発なり何か働きかけるようにしていただいて、学校現場の方が自然とそのことを人権教室でやって欲しいとか、そういう考えにシフトしていけるような事業展開等をやっていただけるといいのではないかと思います。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。学校に対する期待が高い、ということだと思います。それでは松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>家事等の教育についてですが、私も自分の子供時代を思い返して、学校の働きかけが半分、親からの働きかけが半分、という感じだったかなと思います。私の場合は親の方が、あなたはだんだんと成長しているのだから、次はこの家事をやってみなさい、と。その代わりにお小遣いを少しずつ増えてくるみたいな感じで、その成長に応じた、あなたが今この年齢なのだからこれぐらいはいけると思うよと。その代わりに、自由に使えるお小遣いが増えるみたいなところを、上手に教育してくれたので、私は家事を身につけやすかった。成長していけばできることが増えていくし、それに伴って自由が増えていくと教育してもらえたので、割と家事が身につけやすくて、大学進学で一人暮らしをした際に困らなかつたという結果になりました。もちろん家庭科の先生から教わったことはすごくいいと思いますけど、家庭教育の力というのが半分かなというふうに思います。</p> <p>今ちょっと私の友達の子供と接しているのですが、将来どんな仕事につけば生きていけるだろうということを、中学生となるとちょっと悩んでいるようで、将来の仕事について考えていました。ある時、家事ができれば家事代行という仕事もあるし、ヘルパーの仕事もあるから、今は中学生なのでアルバイトはできないから難しいとは思いますが、家事ができれば家事代行という仕事も選択肢に入ってくるんだよと話してあげたら、心が軽くなりましたと言ってくれたことでもありましたので、そういう点からも教えてあげてもらえれば良いかなと思います。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。はい、門倉委員お願いいたします。</p>
門倉委員	<p>先ほどから話に出ている、男性の家事参画についてという言葉について、私もずっと違和感があったのですが、そもそも市川市男女共同参画社会基本条例の中に、専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭というのが、家庭において実現すべき姿とあるんですね。ずっとこの言葉には引っかかっています。条例を変えるというのは簡単なことではないと思いますが、こういう考え方というところから見れば、男性の家事参画</p>

	<p>というのが自然に出てきたのではないかと思いますし、今後を考えて、8次の計画の中にこの言葉は入っているのですが、もし変えることができるのであれば、考えていただきたいと思います。</p>
大沼会長	<p>これにつきまして、事務局から何かあればお願いします。</p>
佐々木課長	<p>はい。率直な感想としましては、おっしゃる通りだと思います。事務局の方でも、これは気になっている部分です。</p> <p>条例があつて、基本計画があつて実施計画がありますので、その流れで実施計画を策定しております。ただ、これから男女共同参画をさらに推進していくという上では、足かせという表現が正しいかわかりませんが、条例自体が、いろんな定義があつて、しかも、古い時代に作られた条例ですので、確かに違和感を覚える、いうことはあると思います。条例を改正することは確かに大変なことなんですけど、必要性があるということであれば、改正に向けて考えていかななくてはならない。同時に、基本計画自体が、令和7年度に1度終了しますので、その後の基本計画策定に向けて、調整をしなくてはならないと認識しております。できるところから進めていきたいと思います。</p>
大沼会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、他の意見はないでしょうか。それでは、意見があつたところを修正調整し、皆様にご確認いただいた後、公表するというところで、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、報告2、第4次DV防止実施計画の年次報告についてです。事務局から報告をお願いいたします。</p>
佐々木課長	<p>はい。引き続き、着座にて失礼いたします。</p> <p>それでは「第4次DV防止実施計画」につきまして、令和3年度の年次報告書についてご報告いたします。</p> <p>2ページをご覧ください。「第4次DV防止実施計画」は「第7次実施計画」の一部分でもありますので、進行管理事業につきましても、条例第9条に基づきまして、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するもの」とされております。なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第7次実施計画」と同様でございます。</p> <p>3ページの体系図をご覧ください。本実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、4つの基本目標、9つの取組の方向、そして、28の事業に体系化されております。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。4ページから7ページでは、28の事業の概要を一覧でまとめております</p> <p>次に、8ページをご覧ください。基本目標ごとのまとめで、市川市e-モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和3年度の結果および対前年度上昇率を掲載しております。</p> <p>1番 DVを許さない社会づくりは、「DVを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合」を成果指標としており、令和3年度の結果は、令和2年度の50.8%に対し、54.9%と、8%上昇する結果となりました。DVについては、DV防止法の制定など制度設計が進むことで、社会的に</p>

広く認知されてきておりました、e-モニターアンケートでの、DVの認知度を問う設問では、94.1%の方が「DVを知っている」と回答しております。さらに「DVを知っている」と回答した方のうち、96.7%の方が「DVは人権侵害である」と回答しております。DVの内容について広く理解されているのであれば、そこからさらに1歩踏み込んで、「DVを許さない」ということに、発想を繋げることができるような、効果的な周知に努めてまいります。

2番 安全で安心できる相談体制の充実では、「市のDVに関する相談窓口が充実していると思う人の割合」を成果指標としております。令和3年度の結果は、令和2年度の11.3%に対し、11.2%と、0.9%下降する結果となりました。e-モニターアンケートでの、市のDV相談窓口の認知度を問う設問では、72.1%の方が「相談窓口を知っている、聞いたことがある」と回答しております。配偶者暴力相談支援センターの窓口情報は加害者には知らせず、しかしDV被害者には確実に届けたいという特殊性がございます。引き続き相談窓口の周知を工夫するとともに、相談者の方には、「勇気を出して相談して良かった」と感じていただけるような、相談体制の充実を目指してまいります。

3番 実効性のある自立支援の充実では、「市のDVに関する支援が充実していると思う人の割合」を成果指標としております。令和3年度の結果は、令和2年度の10.2%に対し、10.7%と、4.9%上昇する結果となりました。この設問では、「そう思わない」との回答が15.4%であったのに対し、「わからない」との回答が74.0%でございました。支援の充実度に関しましては、実際に支援を受けた被害者でないと、答えられない部分もある設問であると認識したところでございます。よって、設定した目標のように、年度ごとに結果が上昇していくことが、必ずしも良い状況であるとは言い難い項目となります。e-モニターアンケートでの、DV被害の当事者であるかを問う設問では、18.5%の方が「1、2度、あるいは何度もDV被害に遭っている」と回答しております。この18.5%の方が、躊躇することなく支援を活用し、早期に自立できるよう、きめ細やかな支援を継続するとともに、次期計画における成果指標及び目標設定の見直しについて検討してまいります。

4番です。DV根絶の推進体制では、「DV根絶推進のための関係機関・関係部署相互の緊密な連携が図られていると思う人の割合」を成果指標としております。令和3年度の結果は、令和2年度の10.0%に対し、9.3%と、下降する結果となりました。DV被害者が避難に至る経緯では、外部機関である警察やシェルター、児童相談所のほか、市役所内の子どもや生活保護の関係部署など、男女共同参画センターの相談窓口だけではなく、様々な機関、部署との連携が必須となります。この設問につきましても、「そう思わない」との回答が15.2%であったのに対し、「わからない」との回答が75.5%でありました。やはり、実際に避難支援を受けた被害者でないと、答えられない部分もある設問であると認識いたしました。先ほどと同様、年度ごとに結果が上昇していくことが、必ずしも良い状況であるとは言い難い項目となります。

DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関、関係部署との共通認識のもと、緊密に連携を図り、市民の方やDV被害者に期待していただけるような、寄り添った体制づくりを目指すとともに、次期計画における成果指標及び目標設定の見直しについて検討してまいります。

9ページをお願いいたします。9ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっており、記載方法については、「第7次実施計画」と同様でございます。ここでも、重点事業と新規事業を中心に、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

1番 相談窓口の周知活動 です。この事業は、DV相談窓口の案内カード等を市の窓口配布するなどして、相談窓口の周知を図るものでございます。また、4ヶ国語に対応した案内カード等を配布することで、併せて外国人への周知も行います。令和3年度は、2年度に増加した配布場所を維持しながら、在住外国人の国籍別人口動態調査により、新たに韓国語表記への対応を完了いたしまして、配布を開始しております。相談窓口の情報が、増加傾向にある外国人を含めたDV被害者に確実に届くよう、今後も庁外施設を含めまして、カードやチラシの配布場所の拡大をはかってまいります。

2番 DV根絶強化月間における啓発活動 です。この事業は、毎年11月をDV根絶強化月間として、様々な世代に対しDV防止の啓発活動を行うものです。令和3年11月の強化月間中には、DV防止講座としまして「身近な問題としてDV・モラルハラスメントを考える」を実施したほか、各種媒体による広報活動を行いました。強化月間以外にも、好評であったDV予防啓発セミナーとして「アンガーマネジメント講座」を実施しております。今後は、子育て世代やシニア世代、また、DV加害者の気づきにつながるような啓発方法について工夫をしてまいりたいと考えております。

10ページをお願いします。4番 学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発 です。令和3年度の本事業では、市内15校の高校1年生を対象に、デートDVのリーフレットを配布いたしました。特に、教職員がデートDVについて正しく理解し、生徒に対して適切な対応が取れるよう、今後も継続して啓発を実施してまいります。

12ページをお願いします。8番 支援体制強化のための相談経過記録の作成 です。恐れ入りますが、資料の修正をお願いいたします。取組状況の欄の2行目、「経過記録を作成した実人数は344ケースであった」とあるところを、「515ケースであった」としていただければと思います。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。この事業は、相談のあった個々のケースに対する、対応等の経過記録を原則当日中に作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化をはかるものです。令和3年度は、匿名相談以外の、個人を特定して相談をお受けした、相談者515名分の経過記録を新たに作成いたしまして、情報共有を図りながら個々の状況に応じた適切な対応を取ってまいりました。引き続き、情報把握のしやすい相談経過記録となるよう、相談員とともに研鑽に努めてまいります。

13ページをお願いいたします。10番 相談員ケース検討会議の実施 です。この事業は、特に支援が困難であったり、危険度の高い相談者につきまして、相談員と職員が定期的に情報共有を行い、状況に応じた支援方法を検討することで、相談体制の強化につなげることを目的としたものでございます。令和3年度は、週1回の開催を目指しておりましたが、令和2年度に続き職員のテレワーク等の実施により、担当全体での会議開催回数は目標値に至りませんでした。しかしながら、担当者間での情報共有やケース検討は都度、実施したところです。今後も週1回程度の開催を目指しまして、相談体制の強化を図ってまいります。

14ページをお願いします。12番 緊急一時保護の実施 です。この事業は、現に危険度が高く、緊急性のあるケースにつきまして、婦人相談所と連携し一時保護を実施するものです。令和3年度は市川市全体で6件の一時保護対応があったうち、市の対応したケースは3件でございました。全体の6件のうち、暴力発生地、主に自宅となりますが、そちらへは戻らずに、避難を継続、あるいは転居等により生活再建に至ったケースは5件となっております。すなわち、令和3年度に一時保護に至ったケースの多くは、加害者の元を離れる選択をされているということになります。DV被害者が、DVによる身体的、精神的ダメージを受けている中、緊急一時保護によりまして、生活環境が一変するストレスを抱える状況下におきまして、シェルターへの避難時と避難後における負担や不安を少しでも軽減できるような支援を検討するとともに、シェルター側の担当者とも連携いたしまして、当該被害者が先を見通した適切な判断ができるよう、一時保護後におきましても寄り添った支援を継続してまいります。

15ページをお願いします。14番 DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施です。この事業は、相談員や担当職員の相談対応力の向上を目的に、第4次DV防止実施計画より、新規事業として取り入れたものでございます。DVに関する相談では、家庭内の他の問題とも複雑に絡み合う事例が多く、困難な対応を求められる相談も少なくありません。これまで、事業No. 13にて、内閣府や千葉県が主催する研修等の活用にとどまっておりましたが、相談対応のさらなる充実を目指し、令和2年度より、男女共同参画センターに外部講師を招きまして、独自の研修を実施することとし、令和3年度も実施いたしました。受講を継続することで、相談対応力に厚みが増し、相談室全体の底上げにつながると感じたことから、同研修の継続開催を目指してまいります。なお、事業13の実績につきましては、令和3年度は相談員の新規採用職員が多かったため、新任相談員研修を数多く受講し、実績の数値が大きくなったところです。

16ページをお願いします。15番 生活再建に必要なDV相談証明書の発行です。令和2年度は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」としまして、「特別定額給付金事業」が実施され、給付金を申請するために、本事業の「DV相談証明書」を必要とするDV被害者が多くいらっしゃったため、例年

	<p>よりも発行件数が多くなったところでしたが、令和3年度はさらに上回ることでとなりました。令和3年度は給付金を受給するための相談証明書の発行は令和2年度より少なかったことを考えると、それ以外での用途での発行が増加していることがわかります。また、住民基本台帳の閲覧制限に関する申出が令和2年度に比べて令和3年度は40件以上増加しました。これらのことから、DV相談証明書を必要としているDV被害者が増えていると考え、事業を継続してまいります。</p> <p>20ページをお願いいたします。24番 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施です。この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関、関係部署で構成される最上位のネットワーク会議で、情報の共有と連携強化を目的に開催するものです。今年度につきましては、各機関、部署の協力の元、今年7月5日に、集合形式で開催いたしまして、令和3年度の各暴力の実績報告と事例検討が行われたところです。今後も、定期的な会議開催を目指し、それぞれの現場での支援に向けて、有益な情報交換を行ってまいります。</p> <p>22ページをお願いします。28番 DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携です。DVと児童虐待には非常に密接な関わりがあること、また、いずれの件数も近年、増加傾向にあることなどから、第4次DV防止実施計画における、重点事業、並びに新規事業として取り入れたものです。令和3年度は、こども家庭支援課主催の「こどもの心に元気がないと感じたら ～思春期の心について、「死にたい」とつぶやいたら～」の開催にあたり、動画撮影、動画編集等の協力を行いました。双方の円滑な支援を行う観点からも、DVと児童虐待を切り離すことはできないとの共通認識のもと、児童虐待関連部署との連携した取り組みを、今後も継続してまいります。</p> <p>報告は以上となります。</p>
大沼会長	はい、ありがとうございます。事務局からの報告が終わりました。何かご意見はありますでしょうか。松本委員、お願いいたします。
松本委員	<p>相談経過に記録を作成していただいたり、システムに入力して情報共有しやすくしていただいて本当にありがとうございます。私自身も仕事でやはり、お客様からのお問い合わせを受けたときに、問い合わせの記録でしたり、今後また再度同じ件で問い合わせが問い合わせがあるかもしれないので、その際にはご注意ください、という申し送りをシステムに入力することがあるのですが、やはりシステムに入力して、次の人に引き継げる体制にしておくことは、お客様対応の質の向上でしたり、私が休んでいる時に次の人が事情を把握して引き継ぎして対応できるということでシステム入力も重要だと思っております。こういった体制を整えていただいてありがとうございます。また事例の検討会も、振り返りというのはやはり事例のお客様とか、相談者に対してということだけではなくて、その次の対応がどんどん質が上がっていくところなので、事例の検討とか振り返りというのはすごくいい取り組みだと思います。</p> <p>あと、SNSで相談できる体制というのは、前向きに取り組んでいただけるよ</p>

	<p>うでとてもありがたいことだと思います。SNSの次としてもこれ相談しているのかなっていうちょっとまだ迷ってしまうところにもやもやを抱えている、しかしこれは相談するまでのことなのだろうかという人向けに、相談にきて良いですよとか、どうぞお越しく下さいと誘導していけるとさらに良いかなと思います。</p>
大沼会長	<p>松本委員ありがとうございました。DVの窓口周知に関してはやはり、どこでやっているということではなく、電話番号や、メールアドレス等の周知によって、一度相談を受けたあとで、制度を知るのでしょうか。それでは蔵委員、お願いいたします。</p>
蔵委員	<p>タイトルはDV防止実施計画、要するに加害者が減らないと、被害者もずっと減らないのです。そこでDV防止、加害者にはどう対応するか全く書いていません。16ページから18ページまで、ほとんど被害者の支援ですね。先ほどの男女共同参画基本計画の中の7ページの個別課題20、被害者への相談支援及び加害者への教育研修更生支援、そこは具体的なものがあれば、教えていただきたい。もう一つは、先ほどちょっとお話したそのDV防止の中に、加害者に対しての対策が全く触れてないこと、最後は先ほど松本委員のお話の中で、DV相談によって、被害者の場合は自立してこういう生活ができたという、みんな事例を分析しているんですね。その中で、例えばDVから脱出して、1人で或いは子供と一緒に自立して新しい生活が実現したら、匿名で、市のSNS等で紹介してほしい。それを見ると、被害を受けている女性の勇気にもつながるし、自分は脱出したら、どういう生活になるのかも見えるので、そこをやってほしいです。</p>
大沼会長	<p>はい、ありがとうございました。これについて事務局の方から、大丈夫でしょうか。</p>
稲垣主幹	<p>ありがとうございます。</p> <p>まずですね、次の加害者へのアプローチについてですが、確かに必要性を感じているところではあります。ただ、なかなか加害者へのアプローチというのが、今、現状を考えて、ちょっと難しいという状況ではあるところなんです。本市といたしましては、まず、第一歩として、加害者というよりはそのDVの加害者になる方を、なるべく予防、防止していこうというところで、アンガーマネジメント講座というものをここ近年毎年行っているような状況になっております。大変ご好評いただいております。また、国の方でも加害者へのアプローチというところで動いているところですので、国の動き、県の動きを注視しながら市として何ができるかというのを、考えていきたいと思っているところでございます。</p> <p>続いて事例についてですね。事例をSNS等でお知らせするという事は、確かに現状そういった方にとっては、こういったこともあるのかなとなることは、あるかと思えます。ただやり方として、難しい部分もあるというのが実情でありまして、どういった形ならばできるのか、その辺は今後検討して、相談しやすい環境を整えていければなと考えているところです。</p>

	<p>3点目、加害者の更生支援についてですね。加害者の支援というところは盛り込まれていない部分になります。目標設定はしていない中でも、当課では今、講座の中でこういった形でアプローチできるか、どのようなことができるかは検討しております。以上です。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。では大野委員、お願いいたします。</p>
大野委員	<p>大野です。まず、これは年次報告書なので、次の第5次DV防止実施計画に対する要望という形になりますけども、一つは、まずは今もあったか加害者教育が欠落しているということ。加害者教育も入れていただきたいと思います。DVが起こるのは、現実を正式に正確に認識できないという、過剰要求があったりすること、それから自分が思った通りに相手にならないというように認知の歪みがあるので、結局そこを、加害者にもちゃんとしてもらわなきゃいけないし、被害者の方も私が我慢すればいいんだというのではなくてちゃんと自分の状況認知していただくことが必要になると思います。ここで必要になってくるのは結構実はベースにDVを起こす方にも、DVを受ける方にも、発達障害の要素が非常に多いということは言われている話なので、それを考えると、している方にも受けている方にも正確な本人の状況、アセスメントという項目がないと次の支援に繋がらないと思います。実は支援としては非常に真つ当なことを言ってたとしても、その受け手側の人の持っている発達の特徴や障害によって、その支援が十分にワークしないということがあります。ですから加害者教育と、それから心理的な面も含めての加害者及び被害者の状況のアセスメントという項目を入れていただければと思います。お願いいたします。以上です。</p>
大沼会長	<p>はい、ありがとうございました。松本委員お願いいたします。</p>
松本委員	<p>発達障害とDVの関係は私も薄々感じていたところではありますし、各種発達障害で苦しんだ人の手記を読んでも、おそらく密接に関連しているのではないかと思います。DVの側面としてももちろんあるんですけど、発達障害の人の生きづらさだったり、社会生活を営んでいく上で起こりやすい躓きであったりということを、社会的なスキルを身に着けるといって側面から支援していただけると、直接的にというわけではありませんが、間接的に徐々に減らしていけるというところはあると思います。発達障害の人が仕事であったり家庭生活であったり社会生活を営んでいくうえで出てくる困難さというところにスポットライトを当てていただくと、良くなっていくのではないかと思います。加害者のアプローチとしては、加害者の人にあなたは加害者なのだから反省しなさいと言って素直に受け止められる人は、重大な問題まではいかないし、踏みとどまれることが多いと思います。間接的で、即効性のあるアプローチではないかもしれませんが、千葉県に男性が相談できる男性相談窓口があったと記憶しています。女性特有の生きづらさを相談できる女性相談窓口があることは一般的に周知されていると思うのですが、男性が相談できる窓口を周知していただくと良いと思います。市川市独自の、というわけではなく、千葉県の窓口の周知だけでもかなり変わってくると思います。生活再建に関しましては、実は</p>

	<p>私20代の頃に過労でうつ病を患いまして、その後就職したいと思った際に、引きこもりの若者が就職していくためにジョブカフェというものが各都道府県に1か所あることを知ったので、引きこもりでしたが就職して自活したいですと言って支援していただきました。DVの被害者の方で保護されて、生活保護を受けて、そこから就職して生活保護の受給をやめました、という方もいらっしゃいますし、病気のある方ですとか、引きこもりの方ですとかがどのように就職して自活していくのかという例の1つとして、DV被害者という例を含めても良いのかなと思います。そういった仕事をしたいと考えている人がどのように仕事につくのか、というところはDVに限らず、男性女性問わずいろいろな人が求めている情報だと思います。</p>
大沼会長	<p>松本委員、ありがとうございました。そういうジョブカフェというのは、市川市にはあるのでしょうか。</p>
松本委員	<p>ジョブカフェは都道府県に1件で、市川市にありません。ただ、ハローワークでも事情を説明して、それに合った支援を受けられるのであれば、自立につながると思います。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。蔵委員お願いします。</p>
蔵委員	<p>先ほどの報告の中で、職員研修、相談員研修をされていて、レベルアップにつながったとあったのですが、「DVはなおせる」という本が去年の9月に出されたんですね。それは多分松本委員は読まれましたが、その中に、すごくわかりやすく書いてあるのは、加害者と被害者は変わる、ということ。その本が発行されてから、私は今横浜でDV加害者更生プログラムをボランティアとして参加しているのですが、コロナ禍になってから、そして去年この本が発行されてから、加害者の更生プログラム参加が急増しました。19年までは、週に5つの更生プログラムでした。今は週6で、月曜日以外は毎日やっています。水曜日、土曜日と日曜日は2回ずつ、それですごく効果があり、その本にも書いてあるんですが、この更生率が約8割ありました。具体的な本の内容は、松本さんの方が詳しいとは思いますが、千葉県図書館には置いてあるかどうかわかんないのですが、東京の江戸川区立図書館には置いてあります。その本を読んでいただければ、加害者の思考と被害者の思考が大体わかるかな、と思います。研修の役に立つのではないかと思います。以上です。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。</p>
松本委員	<p>その本は、千葉県の男女共同参画センターに所蔵されています。新着図書のお知らせを見たことがあります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。松尾委員、お願いいたします。</p>
松尾委員	<p>参考までにお伺いしたいんですが、加害者教育って、非常に私が思うところあるんですけど、この2番のところに、アンガーマネジメント講座をやって、19人参加とあるんですけど、これは普通に勉強をするために来た方が参加していたのでしょうか。教えていただきたいです。</p>
大沼会長	<p>事務局から説明をお願いいたします。</p>

稲垣主幹	<p>こちらにつきましては、加害者の方限定とか、そういった形ではなく広く市民の方から公募させていただきまして、申し込みがあった方になります。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございます。それでは、ご意見いただいたところを修正調整し、皆様にご確認いただいた後、公表するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、諮問1に基づき、市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画の素案について進めて参りたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
佐々木課長	<p>市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画 素案について説明させていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。まず実施計画策定の趣旨ですが、本市では、平成20年8月に「市川市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。そこで本市の男女共同参画推進のための主要課題を明らかにし、3年度ごとの実施計画にて、基本計画の実現に向けた施策を策定しております。</p> <p>第8次実施計画では、令和5年度から7年度までの3か年において、取り組む施策を策定いたしました。そして、第7次実施計画に引き続き、女性活躍推進法の推進計画としての位置づけをしております。女性活躍推進法とは、女性の社会進出を推進するための法律でございまして、男女共同参画とその理念を同じくするものでございます。女性活躍推進法につきましては、市職員に対応するものは、人事課所管の「特定事業主行動計画」により実施してまいります。市民や事業主等に対応するものにつきましては、当課が所管課となり実施してまいります。</p> <p>3ページから5ページをご覧ください。市川市男女共同参画基本計画では、8個の主要課題を定めまして、その課題をより具体化した個別課題を24個設定し、個別課題それぞれに対応する施策を78設定しております。</p> <p>この78個の施策に沿いまして、第8次実施計画では29の進行管理事業とその他、関連事業への取り組みを行ってまいります。体系図を掲載しておりますが、右側の「事業」として記載しているもののうち、数字の附番されているものが進行管理事業になります。頭に「カッコ関連」と書かれたものにつきましては、関連事業として、他部署がとり行う事業となり、毎年度その進捗について管理を行ってまいります。なお、関連事業につきましては、第7次実施計画での関連事業をそのまま掲載しているものがほとんどでございますので、第8次実施計画への掲載については、改めて各部署に調査を行いまして、精査の上、次回以降の審議会の場で、正式なものをお示ししてまいります。</p> <p>6ページから7ページをご覧ください。国及び千葉県の取組です。国は、令和2年末に「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、千葉県は、令和3年3月に「第5次男女共同参画計画」を策定いたしました。いずれも現在進行中のものであり、本市実施計画も、それらを踏まえた内容となっております。</p> <p>8ページから10ページをご覧ください。現在、第7次実施計画の最終年度が進行中ではありますが、現在までの成果と課題につきまして、主要課題ごとに記載をしております。</p>

11ページでは主要課題ごとの成果指標と、目標値及び達成値を掲載しておりますが、目標値に達していない課題が多くあることがわかります。この結果を受けまして、第8次実施計画では事業内容及び、目標設定の見直しを行いました。また、成果指標につきましては、e-モニターアンケートの結果により達成値を集計しておりますが、主要課題2と主要課題4については、結果をさらにクロス集計いたしまして、そのグラフを12ページおよび13ページに掲載いたしました。12ページの男女の地位の平等については、10代を除く各年代において、一定の方が平等と回答する一方、どの年代でも男性優遇と回答する割合が高いことがわかります。第7次実施計画策定時は年代が上がるにつれ男性優遇と回答する割合が大きくなると報告したところではありますが、今回のこの結果から、事業を行う対象の年齢層について、再度検討する必要があることがわかりました。また、13ページの「夫は外で働き、妻は家を守る方が良いについてどう考えるか」につきましても、10代を除く全ての世代に「賛成」と回答する割合が存在することから、年齢層を限定せず、広く事業を展開する必要があることがわかります。また、推進すべきとされる男女共同参画施策につきましても、12ページ上部のグラフのとおり市民の意向を確認できましたことから、それらを踏まえ、第8次実施計画を検討しております。

16ページをご覧ください。第8次実施計画における重点事業の選定ですが、先ほどのe-モニターアンケートの結果を踏まえまして、第7次実施計画から継続して、政策・方針決定過程への女性の参画推進、ワークライフバランスの推進、LGBTQや外国人に対する理解促進の3点について、重点的に取り組んでいくことといたします。29個の進行管理事業では、一部を除き、目標を設定し、年度ごとに評価、検証を行ってまいります。結果については、翌年度の審議会のご報告するとともに、市民にも公表してまいります。

17ページをご覧ください。事業の標記については、重点事業、新規事業、および女性活躍推進計画の実施事業が分かるような標記を用いております。評価についてですが、市川市の基本計画と評価方法を同じくしております。従来と同様の評価を、第8次実施計画でも行ってまいります。

それでは、主要課題に沿いまして、第8次実施計画における進行管理事業の説明をいたします。なお、重点事業および新規事業等の主な個別事業について、お伝えしてまいりたいと思います。なお、成果指標につきましては第7次実施計画と全て同様になっております。

18ページをご覧ください。主要課題1についてご説明いたします。国は、平成15年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」との目標を掲げ、取組をしておりましたが、2020年になった際も全体として30%の水準には到達しそうな状況でした。そこで、国は第5次男女共同参画基本計画にて、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指す」としまして、2020年代の可能な限り早い段階で指導的地位に占める女性の割合が30%

程度となるよう目指して取組を進める」との目標を新たに掲げております。

19ページをご覧ください。ここで資料の訂正をお願いします。昨日、2022年版のジェンダーギャップ指数が発表になりました。日本の総合スコアは0.650で146か国中116位でした。各分野におけるスコアと順位は経済分野が0.564で121位、教育分野が1で1位、健康分野が0.973で63位、政治分野が0.061で139位となっております。今回も政治及び経済の分野で大変低い、残念な結果となりました。このあたりの状況も踏まえまして、20ページの1番、「各種審議会等への女性委員の登用の促進」を重点事業といたしました。また、女性活躍推進計画の実施事業としても位置付けております。本市の審議会における女性委員について、女性委員のいない審議会もまだ存在している状況にあります。目標値の達成に向け、担当部署への働きかけを継続してまいります。続きまして、2番、「女性職員の管理職登用の促進」です。本市の管理職における女性職員の割合は、微増傾向にありますが、依然少ない状況というのは変わっておりません。重点事業と位置づけ、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを進め、女性管理職割合の上昇を目指します。

21ページをご覧ください。5番、「政治分野における男女共同参画推進のための情報発信」です。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成30年5月23日に交付、施行されたことを受け、新規事業として策定したものです。選挙における男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した法律であり、当該事業からは直接的な働きかけを行うことはできませんが、環境整備や土壌づくりのための、情報発信による啓発を行ってまいります。

26ページをご覧ください。主要課題2についてご説明いたします。e-モニターアンケート結果につきましては、さきほど、12ページにて説明をさせていただきましたので、割愛させていただきます。

28ページをご覧ください。10番、「LGBTQに関する理解促進のための啓発」です。第7次まではLGBTと表記しておりましたが、自分の性自認や性的指向を決められない又は決まっていない方を表す「クエスチョニング」、もしくは性的マイノリティの総称の1つである「クィア」の頭文字である「Q」を追加してLGBTQといたしまして、引き続き理解促進のための啓発活動を行ってまいります。

35ページをご覧ください。16番、「男女共同参画地域推進員との連携」です。男女共同参画地域推進員とは、知事より委嘱され、各地域において地域と、県や市町村とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしている方々のことであり、千葉県では、平成18年に「千葉県男女共同参画地域推進員制度」を設け、活動されております。推進員活動と連携いたしまして、男女共同参画の推進に向け活動を行うことを、新規事業としております。

36ページをご覧ください。主要課題3についてご説明いたします。主要課題の3では、市民、事業所、市職員、それぞれにワークライフバランスの推進

に向けた事業を展開してまいります。また、女性活躍推進法に基づく推進計画の中心事業としても位置付け、取り組んでまいります。

39ページをご覧ください。18番、「事業所等へのワークライフバランス推進啓発」です。こちらも重点事業として、労働慣行の改善や、各種ハラスメントへの対策等も踏まえた啓発活動を、事業所等を対象に行ってまいります。

43ページをご覧ください。主要課題4についてご説明いたします。e-モニターアンケートでは、固定的性別役割分担に関する市民の意識確認を行っておりますが、12ページでもご説明しましたとおり、年代については幅広く啓発活動をする必要がありますが、性別に注目して集計しますと、男性のほうが「夫は外、妻は家」という意識を強く持っていることがわかります。この結果を踏まえまして、ターゲット感を持たせた事業展開を行ってまいります。

54ページをご覧ください。主要課題5についてご説明いたします。e-モニターアンケートでは、自身の健康のためにすでに行動をしている人が6割を超えまして、市民の健康意識の高さがうかがえましたが、さらにクロス集計を行ったところ、男女の別や、年代の別でのばらつきがあることがわかりました。ライフステージに応じた生涯に渡る健康について、さらに意識を高めてもらえるよう、主に保健部が所管する関連事業が推進されるよう、働きかけを行ってまいります。

58ページをご覧ください。主要課題6についてご説明いたします。12ページでもご説明いたしましたが、e-モニターアンケートでは、回答者の多くが、男女共同参画の施策として推進すべき項目を、DVやセクハラ対策と回答しております。DVは家庭内の人間関係の問題ではなく、人権の侵害であるとの認識が確実に定着するよう、事業を展開してまいります。

63ページをご覧ください。主要課題7についてご説明いたします。e-モニターアンケートでは、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと思っていない、またはわからないという回答が約半数に及ぶことがわかりました。令和2年3月以降、新型コロナウイルスの影響もあり本市在住の外国人は減少しておりますが、それでも市川市の総人口に対する外国人割合は国の総人口に対する外国人割合のおよそ1.5倍となっており、生活者としての外国人が、安心して暮らせる環境の整備は急務であると考えております。

65ページをご覧ください。27番「外国人への相談対応」です。外国人が生活者として存在するということは、日本人と同様の悩みや問題に直面することになります。現在、男女共同参画センターでは、女性のための相談室を開設しておりますが、利用の大半は日本人です。相談窓口を多言語にて広く周知し、外国人も相談室を活用することで抱える問題を解決していただき、安心して生活を送ることができるよう、第7次から引き続き重点事業として位置づけました。

67ページをご覧ください。主要課題8についてご説明いたします。成果指標および進行管理事業につきましては、第7次実施計画を踏襲してまいります。男女共同参画という用語を知っている人の割合は8割を超え、浸透してき

	<p>ていると感じております。今後は、「ある程度内容まで知っている」という割合にも注目しながら、男女共同参画に関する情報収集と、市民の意識調査を継続し、事業や施策に反映させていきたいと考えております。</p> <p>71ページ以降は、参考資料を掲載しております。ご覧いただければと思います。第8次実施計画 素案の説明は以上でございます。</p>
大沼会長	<p>ありがとうございました。事務局からの説明は終わりました。何かご意見はありますでしょうか。松本委員お願いします。</p>
松本委員	<p>外国人方で実際に住んでいらっしゃる方が、住みやすいと思っているのかどうかというアンケート結果等は、ございますでしょうか。</p>
大沼会長	<p>事務局お願いします。</p>
稲垣主幹	<p>どうもありがとうございます。ご報告が遅れてしまい、申し訳ございません。以前ご意見をいただきました通り、市川市にお住まいの方の外国人の方を対象に令和4年1月19日から令和4年2月19日の1ヶ月間、アンケート調査をさせていただきました。実施形態といたしましては紙媒体によるものと、「いちLINE」を使った電子によるものとさせていただきましたが、回答数といたしましては132件の方からの回答をいただいております。その中で、市川市について住みやすいかどうかという質問をさせていただきましたところ、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと思いますか、という設問に対してそう思いますというご回答いただいた方が56%で、少しだけそう思いますの19%と合わせて75%の方がそう思うという回答をいただいているような状況になっております。eモニターの回答よりも、外国人の方からの回答の方が、そう思うという回答の割合としては大きい結果になっております。また、同じくアンケートの中で、困ったことはどんなことがありますか、という設問も設けておりまして、こちら複数回答を可としているものにはなるのですが、一番多かったのが、日本語がよくわかりませんでした、というもので、全体の132人中105人の方からそういった回答をいただいております。現在あなたは困っていることがありますか、という質問をさせていただきましたところ、52名の方たちが困っていることはありませんという回答でした。また、日本語がよくわかりませんという回答も50名の方からいただいております。こうした外国人アンケートを踏まえて、今後の計画の中で、当課が行えるところというのは限られたところになってしまうと思うんですが、国際政策等の専門の部署との連携を図りながら関連事業としてすすめていければと思います。</p>
大沼会長	<p>はい、ありがとうございました。相良委員お願いします。</p>
相良副会長	<p>相良です。第4次実施計画のところを見て思ったのですが、目標値が1回というところ、例えば21ページの5番、これは情報発信の回数が1回ということで、1年に1回やれば目標達成となるということですが、肝心なことは、啓発するために何をやったかということと、参加者が何人かというところがむしろ目標値になるのではないかなという気がするんですね。先ほど、ご指摘させていただきましたけども、32ページの父親の家事参加も年に1回ということなんですが、これも講座に参加した人数がどうなるかっていうところが目標値</p>

	になるのではないかなっていう気がするんですが、いかがでしょうか。
稲垣主幹	ご意見ありがとうございます。確かに目標値の設定をどうしていくかというのは、もう一度検討しなければいけないというところではあります。講座を開く場合に、どうしてもその場で対面式だったりしますと、その部屋の収容人数等の関係の関係でどうしても定員を定めなければいけないこともあるので、目標を定員するのか回数にするか、もしくはまた別のものにするのかというのはもう一度再考させていただければと思います。ご意見ありがとうございます。
相良副会長	はい、1年間に何人かという目標値の方がいいと思います。
大沼会長	はい、相良委員、ありがとうございます。ご検討いただければと思います。それでは松本委員、お願いします。
松本委員	はい。先ほど外国人のアンケート結果についてありがとうございました。私自身コロナ禍になってから、いろんな海外のニュースでしたり、他の国の防疫対策をニュースを見たりしまして、日本は外国人にとっても手厚い支援をしていて住みやすいのではないかと思っていたので、私にとっては納得のいく数字でありました。日本は英語のできる人口比率があまり高くはないので、やはり馴染んでいただくには、日本語の習得ということは避けては通れない部分かと思います。そのため、日本語習得支援というところと、できれば長く日本に住んでいる方には、日本人の友達を作っていただいて、地域に馴染んでいただくというところも進めていけたらと思っているところです。以上です。
大沼会長	ありがとうございました。外国人の方に対する支援についてのお話でした。他にご意見はありませんか。門倉委員お願いします。
門倉委員	ちょっと具体的にどのように盛り込んでほしいというところはまだわからないのですが、48ページの障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援のところ、コロナが原因で収入がすごく減ってしまった家庭があると思うのですが、そういうところへの具体的な事業はあるのでしょうか。また、59ページの暴力を許さない社会の基盤づくりというところで今、すごく若い女性がストーカーや暴力だけでなく、殺されてしまうという事件が多発していて、そういったことへの広報等は何かしていただけないでしょうか。
大沼会長	ありがとうございます。それでは事務局のほうからお願いします。
稲垣主幹	ご意見ありがとうございます。まず1点目の弱者の方でコロナで収入が減ってしまった方というところについてですが、市の方でも給付金での支援を行っておりまして、市の単独で行っている部分もあります。今回計画の中にどういったことを載せられるかというのはなかなか難しい部分なのですが、ただ、市としてどう動くのか見ながら載せられるものは何かないかというところを確認してまいります。目標値として定められなくてもどういった動きをするかというところを確認をさせていただければと思います。 2点目の暴力を許さない社会基盤作り、若い方への支援というところですが、確かに当課の方も相談を受け付けている中で、ここ最近若い女性の方が

	被害者になっていること相談が増えているなど感じているところでございます DVに関する広報について、高校生にリーフレットを配布したりして対応しているところ です。また総合的に、相談の窓口の機能の強化、相談員の研修等をしていく中で 相談窓口の充実を図りたいと考えております。以上になります。
大沼会長	ありがとうございました。他に何かご意見はありますか？松本委員お願いします。
松本委員	若い女性が被害にあうというところで言いますと最近痴漢の被害というのは結構 大きく取り上げられるようになっていたり、当たり屋的にどんとぶつかってくるという のは、一時ニュースになったりもしていました。私がちょっと言いたいのは、知らな かったのですが、真っ黒のリクルートスーツを着ていると、制服を着ている学生と 同じく、この人は就職活動中の学生なんだと一目でわかってしまう。それで痴漢 の被害のターゲットになりやすいというのは取り上げられていました。制服着用で したり、リクルートスーツの着用というのは、一気にやめるといって進んでいか ないと思いますが、昔大学の法学部で被害者学の講座を受講していたんですね。そ の時に痴漢や性犯罪をする加害者の心理というのをちょっと学ぶことができまし て、痴漢等でいうと、触ったとしてもこの人反抗しないだろうなという人をター ゲットにする、というのを授業で触れられていました。そうすると、被害を受け やすい女性の立場、こどもの観点からしても、声をあげるのには勇気がいると思 うけれど、やめてくださいとか、周りの人に声をかけるだとか、何かしら抵抗す ること。それは被害に遭う方が悪い、隙があるほうが悪いということではなくて、 自分がターゲットとして狙われないように痴漢をされたら声をあげるぞとか鞆を ぶつけるぞという雰囲気を出すだけでも被害は減らせるという、加害者の視点 から見た被害者の、ターゲットになりやすいのはこういうタイプだから、じゃあ、 それを受けて私はどうしようとか、防犯ブザーを持つでも良いと思うのですが、 そういったところも少し知識として持っている、私はその知識は結構役に立ち まして、教えられてから今のところ被害には遭っておりません。
大沼会長	はい、ありがとうございました。高校生に配布されているリーフレット、そ ういったものに盛り込むのも良いかもしれません。他に何かありますでしょうか。 相良委員お願いします。
相良副会長	44ページの、個別課題11の、専業主婦への家族の協力とあるんですけども、 今の時代に、一体何を反映して、ここに入ってきたのかなというのが疑問です。
大沼会長	事務局、お願いします。
稲垣主幹	ありがとうございます。こちらは基本計画の中に入っているものですので掲 載させていただいております。基本計画については先ほど説明させていただきました とおり、平成20年に策定させていただいたもので、その当時新しい条例ができて まして、その条例を受けて基本計画が出来ているという流れになっております。 その基本計画に載っておりますので、実施計画に掲載させていただいているとい う次第になります。以上でございます。
大沼会長	ありがとうございました。他にございせんか。それでは、市川市男女共同

	<p>参画基本計画第8次実施計画の素案について、本日、意見があった部分は、修正し調整して、次回の審議会ですべて、審議するという事によろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、諮問に基づき、市川市に対して共同参画基本計画第5次DV防止実施計画の素案について進めてまいりたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>佐々木会長</p>	<p>着座にて失礼いたします。市川市男女共同参画基本計画 第5次DV防止実施計画の素案をご覧ください。始めに、第5次DV防止実施計画（素案）（以下、次期計画といたします）の位置づけについてご説明いたします。次期計画は、「市川市男女共同参画基本計画」の主要課題6「人権を侵害する暴力の根絶」を実現するための一部として位置付け、DV防止法に規定されております、「市町村基本計画」に相当し、本市のDV施策の実施に関する基本的な計画となるものです。今年度、第4次DV防止実施計画（以下、現計画といたします）の計画期間が満了を迎えますことから、次期実施計画として策定するものです。</p> <p>これより、次期計画全体の構成の他、主な変更点についてお伝えいたします。</p> <p>目次をご覧ください。次期計画は、第1章 第5次DV防止実施計画の策定にあたってから、第5章 実施計画事業までの5章で構成されます。</p> <p>3ページをご覧ください。計画期間は、令和5年度から令和7年度までの3か年です。続いて、4ページの体系図をご覧ください。基本理念から右に、基本目標、取組の方向、事業を掲載しております。次期計画が、2025年度までを計画期間とした、「市川市男女共同参画基本計画」の一部となっておりますことから、基本理念から取組の方向まで、特に変更はございません。変更のある事業につきまして、後ほど、ご説明いたします。</p> <p>次に、6ページ 第2章DVの現状をご覧ください。ここでは、警察庁及び内閣府それぞれの相談件数の他、被害者と加害者の関係、被害経験など、現状が具体的にわかるようなグラフを掲載しました。警察への相談件数が過去最高となっており、被害者の多くは女性であるという結果です。</p> <p>続きまして、14ページ「第3章 第4次DV防止実施計画の成果と課題」をご覧ください。令和2年度と3年度の達成状況となります。</p> <p>事業評価は、基本目標ごとになっており、事業数28事業のうち、評価該当事業数は14事業で、令和2年度、令和3年度では、そのうち12事業が達成できたと評価しました。成果指標とその達成値については、目標値を達成できた項目はございませんでした。</p> <p>15ページの各基本目標の成果と課題です。</p> <p>「基本目標1 DVを許さない社会づくり」では、啓発活動に力を入れた結果、DVの認知度がわずかではありますが上昇しました。上昇した認知度を維持し、DVを許さない社会的風潮を高めるためにも、啓発活動の継続が大切であると考えます。</p> <p>「基本目標2 安全で安心できる相談体制の充実」では、相談業務の他、相</p>

談従事者の対応力を高めるため、外部研修への出席及び内部研修の実施により、相談体制の強化を図りました。今後も、従事者の知識の修得と相談対応力の向上に努め、充実した相談体制の継続に努めます。

「基本目標3 実効性のある自立支援の充実」では、関係部署と連携しながら、DV被害者の生活再建に関わる行政手続きを円滑にするため、DV相談証明書による支援を行いました。年次報告でもお伝えしましたが、近年DV相談証明が必要とされることが多くなっており、今後も引き続き実施してまいります。

「基本目標4 DV根絶の推進体制」では、ネットワーク会議や関係機関等において、情報共有及び連携を図ったほか、支援団体との共催事業において、DV防止の啓発を行い、DV被害者の早期発見に努めました。これまで同様、DVと児童虐待の密接な関係も十分考慮しながら、関係部署とより一層の連携強化を加速させ、網の目の細かな推進体制づくりを目指してまいります。

次に、16ページをご覧ください。意識調査（eモニターアンケート）からみえる課題についてです。まずDVに認知度について、DV＝身体的暴力というイメージが強いようですが、平成31年度に比べ令和3年度調査では身体的暴力以外の暴力についてもDVと認知している人の割合は上昇しております。続いて17ページをご覧ください。DV被害状況について令和3年度の本市の調査と令和2年度の内閣府の調査を比べると、本市は女性は全国よりもDV被害の割合が高く、男性は少ない状況です。また命の危険を感じた経験についても女性に割合が高くなっております。

18ページをご覧ください。配偶者や恋人からDVを受けた人の相談状況について、DVを受けても相談しない人の割合が58%という結果でした。

19ページをご覧ください。DV防止のために求められるものについて、安全確保体制の充実が58.4%と1番多く、被害者の早期発見、子どものケアと続いています。これらの結果から、DV防止の啓発、相談及び推進体制の充実が必要であると考えました。そこで、第5次DV防止実施計画におきましても、既存事業を据え置き、それぞれの事業の充実を目指し、確実な実施をしてまいります。

21ページ「第4章 第5次DV防止実施計画の考え方」をご覧ください。事業数は28事業となります。また、重点事業につきましても、継続して実施してまいります。次に、第5章 実施計画事業の説明をさせていただきます。

24ページをご覧ください。本章では、基本目標ごとの成果指標と取組の方向、事業を掲載しております。始めに、各基本目標の成果指標ですが、これまで、eモニターアンケートの回答の中で「わからない」という割合が非常に高く、成果指標としてわかりにくい点がありましたことから、この度見直しをしました。よって、成果指標の現状値を把握できていないことから、今年度8月に行うeモニターアンケートにおいて、成果指標に合わせた現状値を把握いたします。また、各成果指標の目標値につきましても、把握した現状値より上昇させていくことが重要であると捉え、矢印での表現としています。なお、事業概

	<p>要の内容につきましては、大きな変更はございません。基本目標Ⅰの成果指標を「DVを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合」から、「DVは許されないものだと思う人の割合」としました。</p> <p>26ページをご覧ください。事業1.の事業概要を4ヶ国語から韓国語を追加して5ヶ国語に変更しました。また、毎年度新たな窓口に配布することを目標に、目標値を設定いたしました。</p> <p>27ページの事業3.の事業概要で、中学生対象の人権講演会を毎年3校としていたものを、毎年5校といたしました。</p> <p>30ページをご覧ください。基本目標Ⅱの成果指標を、「相談窓口が充実していると思う人の割合」から「本市にDVに関する相談窓口があることを知っている人の割合」としました。充実しているかどうかは、実際に支援を受けた方以外には見えにくく、成果としてわかりにくかったためこのような変更をいたしました。</p> <p>34ページをご覧ください。事業13.の事業概要で、国が実施する研修を1回、県が実施する研修を2回、年間3回以上の研修への参加を目標としているという文言を削除し、より多くの研修への参加を目標とし、知識の習得や情報の収集に努めます。</p> <p>35ページをご覧ください。基本目標Ⅲも、成果指標を「支援が充実していると思う人の割合」から、「本市のDVに関する支援について知っている人の割合」に変更いたしました。</p> <p>40ページをご覧ください。基本目標Ⅳでは、成果指標を、「DV根絶の推進のためには、関係機関・関係部署の緊密な連携が充実していると思う人の割合」から、「市の行政支援に期待する人の割合」に変更しました。以降は、会議の体系図、連携図、参考資料であります。説明は以上でございます。</p>
大沼会長	事務局からの説明が終わりました。何かご意見はございますか。松本委員お願いします。
松本委員	設問の大幅な変更があり、来年度、こういった結果になるのか楽しみでありますけれども、質問される市民の目線からしても、窓口があることを知っていますか、とかいざという時助けてもらいますか、というのはとても答えやすいですし、逆に支援してもらえないと思っているのであれば、どうしてですか、とか、どうすれば助けてもらえると思いますか、とか、次の問いが作りやすくなるので、文言を変更してもらって本当に良かったと思います。次のアンケート結果を楽しみにしております。
大沼会長	<p>ありがとうございます。他にご意見ございますか。</p> <p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第5次DV防止実施計画の素案についてのご意見は以上でよろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>本日意見のあったことは修正調整し、次回の審議会において再度審議するというところでよろしいでしょうか。会議録作成についてお知らせいたします。本日の会議録につきましては、事務局で案を作成していただき、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっております。</p>

	<p>すので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>次に、その他になります。委員の方々から何かございましたら、お願いします。松本委員をお願いします。</p>
松本委員	<p>多様性企画推進課の案件がないかもしれませんが広報を拝見していたところ、ウクライナからの避難民の方への通訳を確保しましたという記事を見まして、私自身もすごいなと思いましたし、他の市の人に話したら、通訳確保はすごいねと皆さん感心してらっしゃいました。ウクライナからの避難民に限らずですが、困っている外国人のために通訳を確保していただければはるばる助かると思いますし、市民の立場からできることがあれば、市民も巻き込んで支援していただければと思います。</p> <p>あとDVの証明書の支援について、市川市だけでは難しいと思うのですが、いずれマイナンバーの活用というところで、ポータルサイトにログインするとDV被害者と思われるようになるのか、マイナンバーを用いてスムーズに支援を受けられるようになったりすると、迅速な支援が可能になるかなと夢を見ております。以上です。</p>
大沼会長	ありがとうございます。蔵委員をお願いします。
蔵委員	本題ではないんですが、次回の時間は9時半開始にさせていただいて、12時終わりにした方がいいんじゃないかなと思います。以上です。
大沼会長	はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。それでは事務局からお願いします。
稲垣主幹	<p>皆さまどうもありがとうございます。お時間過ぎてしまい申し訳ございませんでした。お忙しい中ありがとうございました。市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画及び市川市男女共同参画計画第5次DV防止実施計画の今後について、計画案の修正及び調整をさせていただきたいと思っております。次回の審議会につきましては11月10日の木曜日に予定しております。今後第2回審議会を開催しまして、計画案について再度審議していただき、11月中にパブリックコメントを実施する予定になっております。その後パブリックコメントの意見をまとめまして、計画案を作成していきます。第3回目の審議会につきましては令和5年1月に開催をしたいと考えております。今後、各審議会を踏まえまして、方針を作成し、検討するという流れを予定しております。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
大沼会長	それでは第1回市川市男女共同参画推進審議会を終了いたします。

令和4年 月 日
市川市男女共同参画推進審議会会長

署名